

資料4 ポリヴィア国森林法

ポリヴィア国官報

1996年7月12日発布法令第1700号

GONZALO SANCHEZ DE LOZADA (ゴンサーロ・サンチェス・デ・ロサーダ)

共和国立憲大統領

名誉なる国会は以下の法令を承認した、

名誉なる国会は以下を発令する：

森 林 法

第I編：目的と定義

第1条：(本法の目的)

本法は、当国の社会・経済・生態的な利害を調和させ、森林や森林地を現在及び将来の世代の利益に処すべく、その保護と持続利用を規範化する目的を有する。

第2条：(持続的林業開発の目的)

持続的な森林開発の目的は以下である。

- a) 国の社会経済開発の目標達成に寄与する効果的で持続的な森林業活動の設定を促す。
- b) 森林資源が改善され持続的な生産効率を達成すると共に、生態系、生物多様性及び環境の保全を保証する。
- c) 河川流域の保護と復旧を行い、土地の浸食と森林、牧地、土壌、水体の荒廃を抑止すると共に、植林と再植林を促す。
- d) 保護と持続性の規範を厳格に守りつつ、全国民が森林資源とその恩恵に到達するよう便宜を施す。
- e) 林業とアグロフォレストリーの研究を促すと共に、森林資源の生産プロセスや保全と保護に役立つように、その普及を促す。
- f) 河川流域とその森林資源の責任ある運用に関する知識の習得と自覚の育成を国民に促す。

### 第3条 (定義)

本法とその細則に於いては以下の如く理解せよ。

a) 忠告意見：

技術的及び司法技術的な性格を持つ専門的な意見であり、その内容は補佐を受ける行政機関を命令的に束縛する又は行政機関に命令的に関係する訳ではないが、その助言を取り入れない決断を行う場合は、その決断を注意深く根拠付け、且つ結果に付いて全面責任を負わねばならない。

b) 森林経営計画

森林の保護や持続性の基準や規定に準じて作成され、責任ある森林利用、持続的な生産性を目指して適用すべき活動や実践、資源の質量的な改善や復元、並びに生態系の均衡維持に付いて決定を下す所轄当局が適格に承認した利用区域の特性と森林資源の評価を基にした合理的な計画プロセスの結果としての森林経営手段である。

c) 保護

保護を目的とした土地や空間の植生樹木と土壌の使用不可、及び場合によっては、自然樹木の再生促進又は植樹義務をも含めて履行しなければならない一連の対策。

d) 森林資源：

慣習的に木材用林産物及び非木材用林産物と称している現在有用な、又は、潜在的に有用な一連の森林構成要素。

e) 国家森林制度：

森林と森林地の持続的な使用と保護、及び権利と義務を明確に定めて森林と林地を個人に移譲する際の法制を規則する一連の公共支配基準。

f) 森林の総合的で効果的な利用：

利用資源の無駄や廃物を抑えると共に残存森林の不必要な損傷を避け、生態的に推薦できて商業的に実現性のある可能な限りの品種の持続利用。

g) 森林と森林地の持続利用：

生産潜在力・構造・機能、生物多様性と生態プロセスの保存を保証する方法による森林と森林地の何らかの構成要素の利用と活用。

## 第Ⅱ編：国家森林制度に付いて

### 第Ⅰ章：基本原則

#### 第4条：(支配原権、全国性及び公共利益)

森林と林地は国家が支配原権を持ち、国の政府の権限に服した資産である。

森林と林地の保護と持続運用は、国全体の利害問題であると共に公共利益であり、その基準は公的、万民履行、命令的及び回避・弁解不能の性格を持つ。

#### 第5条：(法的制限)

- I. REGIMEN FORESTAL DE LA NACION (国家森林制度) の履行に際し、行政権は行政的な制限、行政用益権、禁止、課税・課金及び国土整理に関するその他の法的制限や森林保護と森林の持続的経営を規定することができる。
- II. 保護や持続性に関する公共基準や規定、及び森林権を与える際のその他の基本条件が実際に履行されない場合は、個人に与えた全ての森林権は撤回の対象になる。

#### 第6条：(権利の撤回)

公共利益の事由が発生した場合、行政権は個人に与えた森林利用権の全面的又は部分的な撤回措置を取ることができる。この行政行為は、撤回の動機となる公共利益の事由、撤回宣言の範囲、並びに撤回により派生する損害のみを対象にした賠償義務などの関係を正当化する適格な行政プロセスを事前に行い、このプロセスに基づいた政令をもってのみ行うことができる。

#### 第7条：(国家森林制度の実際の擁護)

法に準じて有資格当局者が必要とする場合、政治・行政当局者、共和国の領土管轄機関、国家警察、及び場合によっては軍隊は、適時で合法的且つ有効的に介入して国家森林制度の効果的な履行に協力する義務を有する。

#### 第8条：(市民参加及び透明性の保証)

- I. 全ての個人又は団体は、国家森林制度に関係する事項に付いての真実を適時に且つ充分に知る権利を有すると共に、有資格当局者に要請や告発を行う、又は有資格当局者の自発的な率先を促す権利を有する。
- II. 本法の目的に処する森林の租借権、認可と許可、経営計画その他の森林経営手段、並びに履行裏付け報告書、宣誓供述書、業務責任指定書と勧告書、森林監査報告書と鑑定書、及びその他の関連書類は公衆に公開される法的文書である。有資格当局者は、これらの法的文書の内容を充分に表示した概要と、それを備えている公共機関を定期的に公表する。
- III. 本法の細則は、公開聴聞会を開会するに値いする行為、書類の安全性を保証する基準、及び法による権利保留なども含め、上述した国民の権利の効果的で迅速な実践を保証する機構と方法を定める。

#### 第9条：(予防の原則)

森林運用の実践又は怠慢が生態系とその全ての要素に回復不能で重大な損傷を及ぼし得るとの確固たる兆しがある場合、森林経営を行う責任者は、その回避又は軽減を目指した予防対策の導入を放棄することはできないと共に、それに関する十分な科学的確実性や基準の欠如、又は有資格当局者より認可されているなどを理由に、責任を逃れることはできない。

#### 第10条：(森林の総合利用と産物の付加価値の漸進性)

- I. 国家が授与した森林権の所有者は、森林の総合利用を目指す確固たる継続的な努力を確実にを行い、且つその努力を可能な限り森林経営計画とその現行化計画に反映させ、森林の総合利用を目指して漸進するよう心掛けねばならない。同じく、林産物の加工センターは多角工業化と製品付加価値の増加に努めるものとする。丸太での輸出は、輸出する木材用資源を特定する細則基準に厳密に従い、且つ森林経営計画の全面履行に於いてのみ許可される。
- II. 森林の経営責任者は、市場に用意され、経済的に導入可能で且つ社会的に有益であり、環境的にも最も推薦される科学技術(工芸技術)を漸進的に導入しなければならない。国家は、それら技術へのアクセスの為に譲歩的な条件を授与して、それを促す。

#### 第11条：(国際機構との関係)

国家森林制度は、ボリヴィア国家も署名国である特に1986年5月27日発布の法令第867号で批准されたCONVENIO DE LA ORGANIZACION INTERNACIONAL DE MADERAS TROPICALES (CIMIT：熱帯木材国際機構協定)、1991年6月11日発布の法令第1257号で批准されたCONVENIO 169 DE LA ORGANIZACION INTERNACIONAL DEL TRABAJO (国際労働協定第169号)、1994年6月15日発布の法令第1580号で批准されたCONVENIO SOBRE DIVERSIDAD BIOLOGIA (生物多様性協定)、1991年6月5日発布の法令第1255号で批准されたCONVENCION SOBRE EL COMERCIO INTERNACIONAL DE ESPECIES AMENAZADAS DE FAUNA Y FLORA SILBESTRE (CITES：絶滅危機野生動植物品種の国際貿易に関する条約)、1994年7月25日発布の法令第1576号で批准されたCONVENCION MARCO SOBRE EL CAMBIO CLIMATICO (天候変異に関する規範条約)、及び1996年3月27日発布の法令第1688号で批准されたCONVENCION DE LAS NACIONES UNIDAS DE LUCHA CONTRA LA DESERTIFICACION Y SEQUIA (旱魃砂漠化対策闘争国連条約)に調和して施行される。

### 第II章：土地の種類とその法的保護について

#### 第12条：(土地の種類)

土地の特性と一致した適性利用に準じて、土地の種類を以下の如く認める。

- a) 保護地；
- b) 永久林産物生産地；
- c) 多目的利用適応森林植生地；
- d) 復旧用地；
- e) 不動保留地。

農業利用地又は牧畜利用地から森林利用地又は保護地に転換する場合を除き、土地は、所有制又は保持制の如何に関わらず、その土地の最大利用収容力に必然的に従って利用されねばならない。

### 第13条：(保護地)

I. 特定目的又は河川流域に生態的に寄与している、及び／又は荒廃に対して脆弱である、又は、社会利益又は民間の創意により農牧業や林業には利用されず、水力発電、行楽・研究・教育目的及びその他全ての非消耗的な間接利用に限定された樹木植生に覆われている、又は覆われていない土地が保護地である。

国家の支配下にある土地保護用の森林群は、保護森林に指定され区画化される。民間の創意により、民間天然資産保留区を設定することができるが、この保留区は、保護区としての全ての法的な庇護を受ける。

II. 本法発布期日に有効な規定や、本法の細則に定める規定によって保護区に指定された、又は、或る場合は、強制保護再植林区の条件を付帯された民間所有地内の土地、带状地や空間は生態永久管理用地を成し、有資格当局者が発する境界設定図や行政令の効力に従い、又は所有者の自発に従い、物権登録所に生態永久管理用地の項目で登録される。

森林租借地内の保護区は、上述した行政用地と同じ制限を受ける生態保留区を成す。

III. 保護地の非使用制や義務的な保護用再植林の履行を保証すべく、細則は累進・累積的な罰金システムを設定する。この義務は、それらの土地に(樹木の)自然再生を促す為の明らかな行為を行うことで充分であると見なされる。

IV. 有資格当局者からの指示通達書に重大に又は再三に渡り背反する、又は明確な警告や指令が介在したにも拘らず罰金を払わない場合、これは土地の国家への復帰、又は租借権の撤回を発生させる原因となる。関係法令に従って没収を実行する場合、罰金の累積額は見積られた該当賠償金の一部として相殺される。

V. 生態管理用地及び民間天然資産保留区の設定効力のみで、その用地や保留区は正式に所有者の支配と所有の下にあるものと見なされ、第三者には不可侵であり、放棄を理由にした撤回も不可能である。

### 第14条：(既成占有の法的処置)

I. 本条の規定が適用可能となり次第、本条は所有者又は非所有者の如何に拘らず、土地資源利用者の全てを統治する。

II. 国家保護地又は民間保護地の既成的な占有は、時効による所有権の取得を容認することはない。それらの土地を回収する為の法的処置(占有停止)行為は、時効の制約を受けることはない。

III. 本法が効力を発する期日以降に保護地、保護区又は森林保留区を既成占有する、又はその資源を利用するなどの資格免状も無くして資源を利用する者は、それらの地区から退去するよう、有資格行政当局者から通告を受ける。この行政決裁書には、必然的に第46条に述べる予防対策を含むものとする。行政手段を用いて決裁に反論することはできる。

IV. 本法が効力を発する期日以前に既成占有が行われた保護地は、場合によっては法的処置を妨げることなく、如何なる場合も既成占有面積を広げることは出来ず、全ての

面積拡大は本条第Ⅲ節の規定に服従するものとする。再度の過失に陥った場合の強制立ち退きは、占有地全体に対して行われる。

V. 合法的な土地譲渡の効力に基づき、本法が効力を発する期日以前に保護区内で実際に運用された区画は、細則に定める特別な運用実践方法や運用制限方法に服従するものとし、未開発区画の樹木植生はそのまま手を着けずに維持されねばならない。これに背反した場合は、本法第46条に定める予防処置を妨げることなく、譲渡地全域を国家へ復帰させる事由を成す。

VI. 先住民族が伝統的に占有し定着している地域、及び先住民族がその生存や文化活動を展開する為に古来から立ち入っている土地は、既成占有地とは見なされない。

VII. 本条の諸規定は第15条、第16条、第17条及び第18条にも適用される。

#### 第15条：(永久林産物生産地)

森林の特徴より常時に森林業生産の収容力を有する、又は大々的な利用潜勢力を有する土地が永久林産物生産地である。

#### 第16条：(多目的利用適応森林植生地)

I. 大きな利用潜勢力を有することより、農牧業又はその他の利用に転換できる適格に分類された土地がその他の利用に適した森林植生地である。本分類地では、法的な制限事項を履行し、且つ、指定された大々的な利用潜勢力の長期的な保持を保証する運用規定や運用実践を適用する義務を伴っている。

II. 農業への転換及び／又は牧畜業への転換を目指して譲渡された土地が森林のまま保たれており、その所有者が森林業の持続生産を行うべく承認を得た経営計画やその他の既定条件を満たしつつ、森林業生産に仕向けた場合、その土地は放棄を理由にして国家に復帰されることはない。

III. 転換プロセスは、取除いた森林植生の活用、防風林や河岸林帯としての立ち木の保持に関する規制、更には、風化作用による乾燥盆地、岩石が極めて多い土地又は表土が極めて薄い土地、又は、急勾配地、保護用傾斜地や生態保護用地の如く、その他全ての脆弱要因に侵されている土地を保護する為の立ち木の保持に関する規制に厳密に従うものとする。

IV. 森林の性質又は規制に従って保護の目的を持つ森林帯、森林地区又は森林地域、並びに、森林業生産地に指定されて本法発布以降に破壊された森林地域は、法による懲罰を妨げることなく、強制的な再植林に服従するものとする。

#### 第17条：(復旧用地)

I. 森林破壊、浸食又はその他の荒廃要因に災いされて元来の潜勢力を失ったが、適切な実践方法で回復が可能であると分類された土地が復旧用地である。

荒廃地の復旧は公共利益であると共に、国の優先であることを布告する。

放棄状態にある荒廃地は、現行の法規類に従って国家の支配下に復帰される。

II. 荒廃地の復旧植林に従事する全ての個人又は団体が、認可された計画を履行するならば、以下に述べる一つ以上の奨励策の恩恵を被ることができる。

この奨励策の適用は細則で定められる。

- a) 森林業許可料の100パーセントまでの割引。
- b) 復旧地が国有である場合は、その土地の所有権の取得。
- c) 復旧の為に実際に使った年間支出額の10パーセントまでを割引し、これにて企業利益税の算定を修正する。
- d) 復旧の為に専門的な技術指導や消費材の提供。

#### 第18条：(不動産保留地)

- I. 国益の理由により、又は、現在備えている評価レベルでは最終的な分類はできないが、潜在可能性が高いことより、詳しい調査が行われるまで不動産で保留するに値する旨を布告した土地が不動産保留地である。
- II. 不動産保留の状態の下で許されている唯一の活動は、保護活動であると共に、不動産保留地の布告が行われる前に認可された該当経営計画を整えて開始し、且つ本法の暫定措置規定を遵守している森林生産活動のみである。それらの活動は、如何なる場合も(土地)分類調査に干渉してはならない。

### 第三章：制度機構の枠組みについて

#### 第19条：(制度機構の枠組み)

国家森林制度は、国の最高統轄機関としてのMINISTERIO DE DESARROLLO SOSTENIBLE Y MEDIO AMBIENTE (持続開発環境省)、規制・調整機関としてのSUPERINTENDENCIA FORESTAL (森林監督局)、及び財政機関としてのFONDO NACIONAL DE DESARROLLO FORESTAL (森林開発国家基金)の管下に夫々ある。県庁と地方自治体(市役所など)は、本法に従って国家森林制度の援護に参加する。

#### 第20条：(持続開発環境省の権限)

- I. 持続開発環境省は、国家森林制度の厳密な履行を目指す為の全国規模の戦略・政策・プラン・基準の策定を担当する機関である。以下の提示に該当するが、これに限定されることはない。
  - a) 土地の大々的利用収容力に準じてそれを分類し、その森林資源の潜勢力を評価した上で、職権を用いて入札に処する地域と現地の社会的集団の為に保留する地域のプログラムを森林監督局に提出する。このプログラムは、譲与した土地と適格に認められている先住民共有地の重複を避けるであろう。
  - b) 最も代表的な林産物の一次状態(単に製材されただけの材木)の参考価格リストを設定し、森林許可料の最低金額を改訂するが、この森林業許可料は、本法で定める料金よりも低くしてはならない。

c) 河川流域の運用と復旧を企画し且つ監督する。

d) 森林に関する研究・確認・普及・教育を奨励し、これを援護する。

e) 技術指導を得る為に必要な処置を講じると共に、森林計画、プログラム、プロジェクトの為に外国資金を誘導する。

II. 経済開発省は、本法に従う最高統轄機関である持続開発環境省が定める戦略、政策及び基準の範囲で、森林工業への投資、生産と生産性、更には、林産物の国内外商業化を奨励する権限を履行する。

#### 第21条：(更新可能天然資源規制システムと森林監督局の創設)

I. 更新可能天然資源の持続利用を規制、管理、監督する目的を持つSISTEMA DE REGULACION DE RECURSOS NATURALES RENOVABLES (SIRENARE：更新可能天然資源規制システム)を創設せよ。

II. 更新可能天然資源規制システム (SIRENARE) は、持続開発環境省の監督下で SUPERINTENDENCIA GENERAL (総監督局) が本法及びその他の部門の法規類に従って統治し、SUPERINTENDENCIAS SECTORIALES (各部門監督局) で構成されている。

自立組織である総監督局と各部門監督局は、技術、経営、経済の自主運営を伴った全国規模の権限範囲を持つ公法人である。

III. 総監督官と各部門監督官には、1994年10月28日発布の法令第1600号に定める任命、安定、必要条件、禁止事項やその他の主な規定が適用される。総監督官と各部門監督官は、6年の任期で任命される。

同じく、更新可能天然資源規制システム (SIRENARE) には、経済資金、役割と機能、内部監査、外部監査に関する規定と上述した法令に定める主要規定が適用される。

IV. 更新可能天然資源規制システム (SIRENARE) の一部として森林監督局を創設せよ。政令で承認される定款を以て森林監督局の国内分権化を考慮すると共に、県庁及び地方自治体政府 (市役所) と調整した上で、森林利用が起きている地方自治体又は地方自治共同体の領域内にUNIDADES TECNICAS (技術班) を設定する。

#### 第22条：(森林監督局の権限)

I. 森林監督局は以下の権限を有する。

a) 本法とその細則に従った適切な対策、修正策、懲罰制を手配し、国家森林制度の厳密な履行を監視監督する。

b) 森林租借、森林業認可、森林業許可を各事例に応じ入札制を介して又は直接に与え、それらを延長及び更新する、又は、期限切れ、失効や解消を宣言する。経営計画、原料の補給及び加工プログラムを承認し、法律、細則、契約などの条件の厳密な履行を監視監督すると共に、本法とその細則に準じて相応の懲罰を適用し、これを実行する。

c) 本法第5条に述べる法的制約の履行を強く要求すると共に、本法第6条に従う権利の解消及び第13条と第14条に述べる行為を容易成らしめる。



- d) 生態保留区の登記も含め、森林租借地、認可地、許可地の公証登記簿を備える。
  - e) 不法産物と不法を侵した手段の押収、倉庫（保存場所）の差押え、有資格の判事による不法産物の競売を該当規定に従って手配しその純残高の用途を決めるなどを実施する。
  - f) 監督権を行使し、直ちに履行する予防対策を手配し、本法に従って罰金を適用してこれを実効化し、その純額の用途を定める。定める罰金及びその他全ての金額や直ちに履行する予防対策は、有資格の判事を通じて実施すべき項目である。
  - g) 外部森林監査の実施を手配し、その結果を知ると共に相応に解決する。
  - h) 法に従って森林業許可料金を徴収し、金融システムを通じてそれを配分すると共に、この料金の適時の支払いと配分を確認する。
  - i) 適切であると考えられる場合は、県庁にも通知した後、森林監督局の責任の下にその権限を地方自治体政府（市役所など）に委譲する。
  - j) 行政レベルでの処理に於いて、夫々に該当する資金を知る。
  - k) その他、法に定める事項。
- II. 森林監督局は、譲渡した森林権、森林業許可料とその支払い状態、承認された経営計画と原料補給計画及びその実施状態、実施された森林監督及びその結果、及びその他国家森林制度の実際の履行状態に関する主な情報に付いての詳細な半期報告書を共和国会計検査院に必ず提出しなければならない。これは国会の役割である監督行為を妨げるものではない。上記と同じ内容の前年度の年間業務報告書を毎年7月31日までに共和国大統領に提出すると共にコピーを国会に提出し、これに共和国会計検査院が求め、無所属で有資格な会計検査業者が行った森林監督局年度会計監査報告書を添付する。

### 第23条：（森林開発国家基金）

- I. 森林と森林地の保護と持続利用の為の資金調達を促す目的で、技術・経営・経済・財政的に独立した公法人であるFONDO NACIONAL DE DESARROLLO FORESTAL (FONABOSQUE：森林開発国家基金)を持続開発環境省の管下の公共機関として創設せよ。森林開発国家基金の組織は政令で承認される本基金の定款に定められる。本基金の資金は、森林監督局が有資格と認める機関が運営するプロジェクトのみに仕向けられる。
- II. 森林開発国家基金の資金は以下である。
  - a) 本法で割当てる森林業認可料の比例金、及び罰金と競売に由来する資金。
  - b) 国庫からの割当金。
  - c) 授与した供与金や寄付金。
  - d) 多国籍銀行（多国籍国際協力機関）、外国政府の開発協力機関及び国際機関が与える譲歩的な融資ラインから導入した信託資金。
  - e) 生物多様性協定や天候異変に関する規範条約の枠内で、譲歩的又は助成的な条件で割当てられる振込み資金。

#### 第24条：(県庁の参加)

県庁は法に従って以下の権限を有する。

- a) 他県との間に河川流域計画が両立する場合は他県とも調整しつつ、全国規模の戦略、政策、基準や計画に定める県内森林開発計画を策定し、これを実施する。
- b) 林業及びアグロフォレストリーの技術・科学的な研究や普及に関する公共投資プログラムやプロジェクトを策定し、これを実施する。
- c) 地方自治体(市役所など)の参加を得て又は地方自治体を通じて、県庁管轄領域内での国家森林制度の効果的な履行を促す為の河川流域と林地の復旧、新規植林、再植林、自然環境の予防と保護などに関する公共投資プログラムやプロジェクトを策定し、これを実施する。
- d) 各管轄領域に於ける国家森林制度の完璧な履行に関する地方自治体と地方自治連合体の効果的な援護を容易ならしめる為に、それら自治体の制度強化プログラムを展開する。
- e) 県庁管轄領域内に於ける国家森林制度の効果や効率を改善し強化する為に、持続開発環境省、経済開発省及び森林監督局が夫々県庁に委任する技術・行政的な権限を行使する。
- f) 国家森林制度を実際に効果的に遂行する為に、森林監督局や有資格な判事が警察力を要請したならば、警察力による適時で効果的な援護を手配する。

#### 第25条：(地方自治体の参加)

地方自治体又は地方自治連合体は、国家森林制度に於いては本法に従って以下の権限を有する。

- a) 各地方自治体の管轄領域内にある永久林産物生産用国有地の全体の20%を現地の社会集団に仕向けた保留地として区画化すべく、持続開発環境省に提起する。持続開発環境省と地方自治体は、この保留地の面積の縮小を合意することができる。
- b) 現地の社会的集団が行う経営計画の作成と実施を援護する。
- c) 森林業活動の正常な展開を妨げることなく、その活動を監督する権限を行使し、森林監督局に報告や告発を行う。
- d) 原料の補給と加工のプログラムを監督する。
- e) 全ての租借地に於いて有資格・無所属の(部外)森林監査を行うよう、特に森林監督局に提案する。この森林監査は必ず行われなければならないが、3年が経過する前に、同じ租借地に於いて新規の森林監査を要請することはできない。
- f) 利用認可証及び伐開許可証に定める内容と条件が忠実に履行されるよう現場視察を行い、適切な記録書を作成すると共に、それを森林監督局に報告する。
- g) 明らかに違法行為が進行しており、その事実の既成が重大又は回復不能な損傷を意味する場合は、直ちに履行すべき予防対策を手配すると共に、48時間以内に県庁と森林監督局に通知する。
- h) 明らかに違法行為が進行している状態にあり、違法な産物と違法を犯した手段の予

防的な没収を延ばすと回復不能な損傷又は違法者の追跡が不可能になる場合は、その違法産物と手段を予防的に没収するよう有資格当局者に要請すると共に、その事実を森林監督局に知らせなければならない。

- i) 本法とその細則に従った当事者双方間の事前合意で特定委託されたその他の権限を遂行する。

#### 第IV章：森林権の譲渡と管理について

##### 第26条：(森林権の発生源と条件性)

森林利用権は国家からの譲与によってのみ得られ、権利の運営に於いて本件に関する基準や規定に従う森林と森林地の保護及び持続利用が伴う以上は、これを保持する。

##### 第27条：(経営計画と原料補給加工プログラム)

- I. 経営計画は、全ての類いの森林利用を行う際に必要な基本条件であり、森林業活動を合法的に運営する為の不可欠条件であると共に、森林租借、認可又は伐開許可を決裁する際の構成部分を成し、その履行は義務付けられている。

経営計画では保護区画やその他利用の区画の境界が定められる。経営計画の対象である資源しか利用できない。

- II. 経営計画は林業技師又は技士によって作成及び署名されていなければならない。彼等は記入された情報の真実性と確実性に付いて民法的且つ刑法的な責任者である。経営計画の実施は、これらの技師や技士の責任下であり、本法とその細則に述べる責任の下に有資格当局者の補佐代行人として行為すると共に、公証人が署名する書類や報告書を作成する。

- III. 森林産物の原料加工センターの操業許可書の授与とその効力を維持する為には、然るべく許可された伐開の場合を除き、運用中の森林に必然的に由来する原料源と使用量を明記した原料補給プログラムを毎年提出し、これを現行化しなければならない。この許可書は行政免状を成すが、これに違反した場合は、若し民法的又は刑法的な懲罰の対象に成る場合はこれを妨げることなく、活動の一時的な停止又は最終的な取り消しの理由となる。

##### 第28条：(権利の種類)

以下の森林利用権を定める。

- a) 国有地に於ける森林租借。
- b) 民有地に於ける森林利用認可。
- c) 伐開許可。

##### 第29条：(森林租借)

- I. 森林租借は、国有地内の境界が設定された特定区域の森林資源利用独占権を、森林

監督局が個人又は団体に与える行政行為である。野生生物、生物多様、遺伝資源及びその他の特定の処置方法は、これに関する特定法規で定められる。第三者が租借経営計画に含まれていない或る特定の森林資源を利用するに当っては、租借権保有者は細則に従って（第三者と）補足契約と結ぶことができる、又は有資格当局者が決裁したならば補足契約を結ばねばならないが、租借権保有者は譲与区域の資源全体の責任者の資格を保持する。現地団体及び先住民族団体の場合は、任意的に締結された補足契約のみを要するが、森林監督局が調停を指令する場合は、この限りではない。

II. 従来の又は商業的な見地からは非木材用資源が優勢な区域に付いての租借権は、その優先目的に対してのみ譲与されるが、租借権所有者は、木材用資源利用の独占権を享受する。この場合、木材用資源を利用する為には、該当経営計画の適合を必要とする。同じく、租借の優先目的が木材用資源の利用である場合、租借権所有者による非木材用資源の利用は同様な適合を必要とすると共に、それら資源に付いて夫々の新しい権利を与える明確な許可を必要とする。

### III. 森林租借：

- a) 与えた権利の範囲と義務を定めた行政決裁で成立する。更に、本法第5条、第6条及び第34条に従った租借権所有者の義務、法的制限及び租借権撤回の対象となる事由が内容として含まれる。
- b) 森林資源利用の認可では、INSTITUTO GEOGRAFICO MILITAR（陸軍地理院）が採用している世界測地システムWGS-84に述べるユニバーサル横メルカトル図法の座標で角頂を設定して北から南に向けて測定され、各辺が100メートルの基盤目で国の森林地籍台帳にも記録された、連続性の無い1基盤目区域を1単位として譲与する。
- c) 40年の期間で譲与するが、森林監査で明らかな履行が保証されれば、継続的な延長が可能である。
- d) 公共登記に服従する。登記証明書は、その記述内容の情報に全面的な信用を与える。
- e) 細則で定める特別処理方に従った履行監査を予め受け、且つ森林監督局が認可するならば、第三者への移譲も可能であるが、この場合、譲受人は譲渡人の全ての義務を全面的に引き受ける。
- f) 年間森林業許可料を3分割し、30%を1月最後の就業日、30%を6月最後の就業日及び40%を10月最後の就業日に現金で支払う義務制度を定める。経営計画で区画化され、適切に承認され且つ実際に保存されている保護区と利用不能区は、譲与全区域の最大30%までに付いて森林業許可料の支払いを免れている。それら区画の効果的な保護の欠如、又はそれら区画内の森林資源の利用は、租借権撤回の事由を成す。
- g) 譲与した全面積と、その中の生物多様も含む天然資源を保護する義務を定める。これに背反した場合は、撤回の懲罰の事由をなす。
- h) これは公共手段であり、租借権保有者が本法とその細則に従って行政当局者、警察当局者及び領土管轄当局者に、権利の迅速な庇護と効果的な保護を要求し、且つ

これを取得する為の充分なる効力を有する。

- i) 経営計画の存在、履行又は不履行を確認する為の無所属で有資格な部外森林監査を予め行った後、租借権を棄権することができる。この際、棄権者は部外森林監査の費用と、場合によっては派生する一連の費用を負担しなければならない。
- j) 本法とその細則に定めるその他。

### 第30条：(森林租借の為の規則)

- I. 各租借地を譲与するに当たっては、森林監督局は持続開発環境省が定めた参考価格リストと年間森林業許可料金の最低ベースに基づいて公開入札を公募し、行政行為をもって最も有利な見積りに租借権を落札する。公募期日と見積提出期日の間隔は少なくとも6ヶ月の期間でなければならず、その内の最低3ヶ月は乾季でなければならない。より多数の経済行為者が参加するよう便宜を図るものとする。
- II. 入札プロセスは、利害関係当事者からの要請又は森林監督局の発意によって開始することができる。利害関係当事者からの要請の場合は、適格に認知された既譲渡地又は先住民共有地との重複を避ける為に、農地改革の全国規模責任機関からの事前承認を得て開始される。
- III. 租借権所有者は、森林業の営みを始める為の不可欠条件として、承認済みの経営計画を備えていなければならない。租借権の名義人は毎年3月までに前年度の経営計画実施状況を報告せねばならないと共に、少なくとも5年ごとにその経営計画を現行化しなければならない。

### 第31条：(現地の社会集団に対する森林租借)

- I. ナッツ、ゴム、椰子の芽及びその他類似産物は、現地の伝統的な利用者、農民共同体や社会集団に優先的に租借される。
- II. 1994年4月20日発布の法令第1551号又はその他当国法規に定める何れかの形態で組織された現地の共同体は、森林業常設生産用国有地の森林租借の譲渡を受ける優先権を有する。持続開発環境省は、それら団体に租借権を与えるに当たって、本法第25条 a) 節の規定に従った保留区を定める。
- III. 森林監督局は、入札プロセスを用いずに、森林業許可最低料金のみを以て、この租借権を与える。本節を適用する為のその他の条件や措置方法は、細則で定める。
- IV. 上述した各節の特典は、その他の条件や法的制限、特に利用区域の境界設定、運用プランの作成・承認・履行、及び前年度に展開した活動の報告書を各年の3月までに提出する義務を免除するものではない。

### 第32条：(民間所有地及び先住民伝統的共有地に於ける利用認可)

- I. 民間所有地に於ける森林利用認可は、所有者の要請又は所有者の明白な承諾をもってのみ譲与されるが、適用不能な規定を除き、租借と同じ性格に拘束される。認可権の名義人は、承認された経営計画に従って年間に介入した区域に付いて最低料金を支

払う。森林業生産区や保護区の土地税の対象にはならない。本法に従った撤回は可能である。

II. 共和国憲法第171条、及び国際労働協定第169号を批准する法令第1257号に従って適格に認められている先住民伝統共有地の独占的な森林利用を、先住民部族に保証する。年間に介入した区域は、森林利用認可最低料金の支払い対象となる。これらの許可には、前条第IV節に定めた基準が適用される。

III. 農村住民が占有する区域に於ける農村住民と先住民伝統的共有地に於ける先住民部族は、生存の為の森林資源の伝統的利用と家庭利用に関する事前許可を必要としない。同じく、所有者がその所有地内で、商業を目的とせずこの権利を行使することを保証する。細則は、この権利の乱用を防ぐ為の手段を定める。

### 第33条：(森林監督と監査)

- I. 当事者からの要請又は第三者からの告発が有れば、運用プランの適切な適用と実行も含めた法的及び契約上の義務の忠実な履行を確認する為、森林監督局はその職権を用いて何時でも検査を行う。この為、森林監査業者を契約備上することができる。
- II. 有資格な専門職業人の適切な補佐をする全ての個人又は団体は、細則に従って予め森林監督局から現場視察許可証を取得し、森林営業現場の活動展開を妨げることなく、その現場の確認視察を行うことができる。
- III. 資格審議に受かった企業による森林租借地の有資格・無所属森林監査を5年ごとに行う。この費用は租借権所有者が負担する。
- IV. 本条に述べる監査は結論の意見を a) 履行している、b) 矯正可能な欠陥がある、c) 不履行であるとすることができるが、これに付いては細則で詳しく定める。“履行している”の意見は、森林監督局がそれを適格に批准したならば、契約の自動延長の発生を伴う。“矯正可能な欠陥がある”の意見は、その欠陥を6ヶ月以内の期間に修正し、その修正を森林監督局が確認したならば、契約延長の発生を伴う。適格に批准された“不履行である”の意見は事態の深刻さにより、本法とその細則に従う権利の撤回も含め、懲罰の適用を伴う。

### 第34条：(権利の消滅)

- I. 森林租借権の消滅とそれに伴う撤回は、以下の何れかの事由によって発生する。
  - a) 期限切れ。
  - b) 細則に定める手続きを充たすことなく租借権を第三者に移譲した場合。
  - c) 法規類に従った租借権の解消に伴い国家に復帰した場合。
  - d) 森林地の利用法の変更。
  - e) 森林業許可料金の未支払い。
  - f) 本法とその細則に従った運用プランを不履行し、保護と持続性の本質的な要素に災いする場合。
  - g) 撤回の対象をなす契約義務の不履行。

Ⅲ. 前節の事由のうち民間所有地にも適用可能なものは、民間所有地に於ける森林利用許可の消滅に効力を発する。

#### 第35条：(伐開の許可)

伐開許可は森林監督局の現地事務所が直接与え、領域を管轄する県庁及び地方自治体に通知される。この許可は、関係規定に従って定める特定条件に基づき、以下の場合に手配される。

- a) 多目利用に適した土地の伐開。
- b) 防火帯又は輸送路の建設、通信網及び送電線の設置、公共事業の実施、又は病虫害及び風土病の根絶対策。

許可書に定めた条件の不履行は、罰金、有資格当局者が定めた義務、及び法律に基づくその他の懲罰とは別に、権利撤回の対象になる。

### 第V章：森林業許可料について

#### 第36条：(森林業許可料の種類)

森林資源の利用に伴い、単位面積をヘクタールとした以下の種類の森林業許可料を国家の収益として定めるが、これは税金ではない。

- I. 経営計画に定めた租借地内の利用区画をベースに算定した森林利用権として支払う森林利用許可料。
- II. 伐開許可権として支払う伐開許可料。

#### 第37条：(許可料金額)

- I. 森林利用許可料金額は、ヘクタール当たり年間1米ドル (US\$, 1.00) に相当するボリヴィアーノス (Bs.) を最低料金とした入札手段をもって定められる。

入札結果で生じる利用許可料の価値は、上述した通貨 (米ドル) との交換レートに従って毎年見直される。更に、許可とその最低料金は、産物の1次状態 (製材されただけの木材) 価格の原本リストと現行リストの間の平均変動値に従って5年ごとに見直される。平均変動値は、価格と国内生産量の動向に準じて設定される。

- II. 民有地での森林利用に対する森林利用認可料は本法第32条第I) 節に述べた如くであると共に、前節に述べる見直し方法に服従する。

ナッツ、ゴム、椰子の芽及びその他類似産物の利用に対する許可料は、許可がこれらの産物だけを対象にしている場合に付いてのみ、最低許可料金額の30%相当である。

然るべく譲与された森林区を有し、そこに於いて森林監督局が与えた条件を満たす森林活動を行っている大学や研究センターは、森林業許可料金の支払いを免れている。

- III. 伐開に対する許可料金は、最低許可料金の15倍に相当する金額であると共に、伐開区画で一次状態で利用された木材価値の15%に等しい支払いが、細則に従って加えられる。但し、農業牧畜活動に適した土地に於ける計5ヘクタールまでの伐開は、許可

料を免除されている。伐開利用された木材の購入者がそれを搬出する為には、一次状態価格の15%に相当する金額を細則に従って支払わねばならない。

#### 第38条：(森林業許可料の配分)

伐開許可料金及び森林利用許可料金は、以下の如く割当てられる。

- a) 県 庁：森林利用還元料の名目で、利用許可料の35%と伐開許可料の25%。
- b) 地方自治体：森林資源の持続利用の援護と奨励及び現地社会に有益な工事の施工を目指して夫々の管轄領域内で譲与した利用区域に従い、且つ被益する地方自治体がこの割当て目的を満たす場合についてのみ、夫々、利用許可料の25%と伐開許可料の25%を割当てる。或る特定の地方自治体が本法第25条に定める役割を不履行した場合、森林監督局は、本法より発生する該当の地方自治体宛て割当資金の支払停止を、上院議会に求めることができる。上院議会がその訴えを認めた場合、訴えられた地方自治体政府宛ての森林利用許可料に由来する割当支払いは停止され、上院議会が状況を最終的に解決するまで、その資金は該当の地方自治体政府の口座に積み立てられて行く。
- c) 森林開発国家基金：河川流域と森林地の分類・区画化・運用・復旧、森林の整備と運用、森林技術の研究、訓練、技術移転の為の現地見返り資金に仕向ける信託資金として、森林利用許可料の10%、伐開許可料の50%、及び罰金や競売で得た金額の純残額を割当てる。
- d) 森林監督局：森林利用許可料の30%。法律で承認された予算を上回る全ての資金は、森林開発国家基金宛てに振り替えられる。

#### 第VI章：禁止、違反、犯罪、懲罰について

#### 第39条：(租借の禁止)

以下の公職者が在職中及び職務を離れてから1年以内に、個人的に又は第三者を通じて森林租借権を得ることを禁じる。

- a) 共和国大統領、共和国副大統領、上院議員、下院議員、各国務大臣、最高裁判所長官及び裁判官、立憲法廷裁判官、共和国会計検査院長官、高級裁判所判事、農地改革局の役職当局者と農業司法局の職員、共和国検察庁長官、更新可能天然資源総監督官、森林監督官、県知事、副県知事、県知事代理官と県会代議員、市町村長とその議員、持続開発環境省及び森林監督局の公務員。
- b) 上記a) 節に述べた公職者の配偶者、先祖及び第二等親族までの子孫。

本法発令以前に得た権利と遺産相続で得た権利は、これを免れる。既定の禁則を犯したものはその権利を喪失すると共に、場合によっては相應の措置を妨げることなく、そ



の後5年間に於いて新規譲与を受ける資格を失する。

#### 第40条：(外国人への禁止)

外国籍の個人又は団体は、如何なる名目に於いても国境から50キロメートル以内の森林権を得ることはできない。

#### 第41条：(違反と行政的懲罰)

- I. 国家森林制度に対する違反は、違反の重さ又は再犯の度合いに準じて、書類警告、累加罰金、与えた権利の撤回や許可の取消しを招く。
- II. 行政的な懲罰の適用に関する基準や手順は細則に定める。罰金の比例は、違反の重さ又は再犯の度合いに準じて、森林許可料又は伐開許可料の総額の累加比率に基づくものとする。累加比率は許可料の100%を超えてはならない。
- III. 本法で規定する違反は、重大な違反を成し、与えた権利の撤回を招く。

#### 第42条：(森林犯罪)

- I. 有資格当局者が然るべく資格を与えた森林監督官や森林監査官に対立する行為、森林当局者の決裁事項、業務責任指定書、検査・監督に基づき然るべく批准された勧告及び然るべく批准された監査報告書や意見書などの不履行は、刑法第159条、第160条及び第161条の何れかに該当し、夫々、当局者に対する反抗、不服従及び妨害、又は職権行使の障害の犯罪が成立する。
- II. 物質的又は思想的な虚偽行為又は偽造文書の使用が、森林経営計画とその付属手段、原料補給プログラム、宣誓供述書、森林専門家や森林技士の報告書やその他書類、森林検査監督による業務責任指定書及び勧告書、森林監査報告書や意見書、及び本法とその細則に定めるその他の手段に関連する場合は、刑法第198条、第199条、第200条及び第203条に類別する犯罪の加重状況が成立する。
- III. 然るべき許可なくして又は管理的な火入れに付いての規定を無視して森林区域で火入れを行う、又は、火入れが森林保護地、森林生産地、不動保留地又は保護地域を損ねた場合は、刑法第206条に分類する犯罪の加重状況が成立する。
- IV. 有資格当局者からの許可なくして又は規定を満たさずにして、保護地、林業生産地、不動保留地又は保護地域の樹木植生の倒木と焼却、又は他の利用に適した樹木植生地で実践する倒木と焼却、同じく、経営計画の不履行により森林を保護し持続する為の主要要素に災いした場合は、刑法第223条に類別する国家の資産と資源の損傷と破壊の行為が成立する。
- V. 有資格当局者が与えた許可なくして又は与えられた地域外での森林資源の利用とその商品化は、刑法第233条に類別する横領行為が成立する。

## 第Ⅶ章：異議申し立てと上申について

### 第43条：(決裁取消し再審請求)

森林監督局から発された行政決裁で影響を受けた者が、その財産に及ぼす被害又は法律で庇護されている権利に対する被害を立証するならば、行政決裁に異議を申し立て、森林監督官に対して決裁を取消すよう再審を請求することができる。

この再審請求は、行政決裁が公表又は通達された期日から30日以内に行わなければならない。

### 第44条：(決裁又は行政沈黙)

森林監督官は、再審請求が成された期日から15日以内に再決裁を布告しなければならない。森林監督官が再決裁を布告しないままにその期日が過ぎたならば、決裁取消し再審請求は当然拒絶され、総監督官の上級審議を仰ぐものと見なされ、一連の経過公文書類は、最高5日間の間総監督官宛てに提出しなければならない。

### 第45条：(上級審議)

決裁取消し再審請求の拒絶を森林監督官が布告したならば、その通達期日から15日以内に更新可能天然資源規制システム (SIRENARE) の総監督官に上級審議の仲裁を求め、異議申し立てを行うことができる。総監督官は経過公文書類の即日提出を指令する。総監督官からの決裁布告により行政的な手続きは終結し、その後は、最高裁判所に於ける行政訴訟の上告手段が残される。

### 第46条：(予防策)

森林資源の防衛、及び生態系、生物多様、環境の保護の為に、森林監督局又はその他の有資格行政当局者が即刻履行を強制する予防策を指令した決裁を発したならば、返却効力についての行政的又は司法的な再審請求のみが受け入れられ、判決済みの性格の下に上級当局者がそれを撤回しない限り、その決裁は効力と影響力を維持する。

## 第Ⅲ編：暫定措置

### 第1条：(移行制度)

I. 本法発令期日に有効な森林利用契約を有する名義人に、1996年12月31日までに以下の条件で租借制度に任意的に転向する恩恵を与えよ。

a) 任意的転向を求める森林利用契約は、この恩恵授与効力の為についてのみ、租借権譲渡の際に、全ての法的効力を伴う絶対優先権を持つ森林区域優先指定者と見なされる。

b) 部分転向地に領土連続性がなく単一区域を成している場合についてのみ、各契約

書で譲渡された区域面積を任意的に縮小して部分的に租借制度に転向し、残りの区域を国の支配に復帰させることは妥当である。

c) 森林債務の支払いが滞っていないこと。

d) 本法第37条第I節に定める改訂料金で最低許可料を支払う。この許可料は以下の方法で支払われる。

1. 第1年次の支払いは、1996年の最終就業日までに50%を支払い、残りの50%は1997年7月の最終就業日までに行う。

2. 第2次年次以降は、毎年1月の最終就業日に30%、7月の最終就業日に30%、及び10月の最終就業日に40%を夫々支払うものとする。

第1年次は租借制度に転向した区域全体について支払う。1998年度以降は、本法第29条第III節f)項に従って然るべく承認された経営計画に定められた実質利用可能面積について支払う。面積重複の場合の払い戻しや追加支払いの権利はない。

e) この恩恵を被る者は、転向期日から40年間の(租借)期限と、期間の継続延長システムを享受する。

f) 任意転向を受入れる者は、引き止めて保持する区域と実施する投資を正当化した経営計画を、遅くとも1997年6月30日までに提出しなければならない。

g) 契約転向の恩恵を被る者は、国家森林制度の規則に服従する。

II. 任意的な契約転向を受け入れない者は、夫々の技術・法律的な分析と、場合によっては森林監査に委ねる為に、権利の正常な取得と保持を裏付ける完璧な書類のコピーに受付機関の認証を取り付け、これを前節に定める期間内に森林監督局に提出しなければならない。

定められた期間内での裏付け書類の提出漏れは、是正不能な歴然たる不正が存在しているものと当然見なされ、契約の無効宣告とそれに伴う国への復帰を招く。森林利用契約の査定プロセスは以下の通りである。

a) 技術・法律的な分析に於いて、その時点で有効なる法規に従うと、行為の全面無効を意味する不正の存在が確認される、又は、その法規に従うと契約の解消を意味する義務の不履行が確認される場合、森林監督局は、譲与した時と同じ性格の法的手段を用いて相応の決裁を布告する。

b) 前項に該当しない事例は、契約実行に於ける法的義務、規則及び契約条件の実質履行を、その時点で有効なる法規に従って厳密に調べる為に、有資格で無所属の森林監査に服する。

c) 監査の結論意見は、以下の何れかの意向で表明することができる。

権利の有効：有資格で無所属の森林監査が厳格な履行を主張する場合は、契約の残り期間については有効であるが、契約は更新することはできず、これを行った場合は国への復帰の処罰の対象となる。

契約解消：利用契約や経営計画の不履行が明白に見出だされる場合は、契約解消の決裁と譲与した権利の自動的な国への復帰を招く。この場合、森林監督局は、譲与した時と同じ性格の法的手段を用いて、契約解

消についての相応の行政決裁を発する。これに対する異議申し立ては、本法の定めに従って行う。

Ⅲ. 租借制度への任意的転向を選択しない者は、現行化された経営計画を1996年12月31日までに提出しなければならない。この場合、森林監督局は、夫々の利用契約署名期日に有効であった法規に相応に定められた支払い義務の定期的な改訂を行う。

#### 第2条：(予算)

国家森林制度への移行プロセスに於ける監査やその他の活動に要する支出も含め、森林監督局が本会計年度に必要とする予算に対応することを、大蔵省に許可する。

#### 第3条：(森林権と利用権に関して)

I. 全ての森林権や単一利用権、罰金額や競売代金に関して、それ相応の適合策が定められるまで、罰金額や競売代金は森林監督局宛てに振り替えられ、その後本法に従って割当てられる。

II. 単一契約方式で利用されている200ヘクタールまでの小規模所有地は、本法とその細則に従って正規の方式に編入されるまで利用量による徴収を続けるべく、この事例に対する例外暫定規定の設定を森林監督局に許可する。

#### 第4条：(各県庁からの援護)

各県庁は、CENTRO DE DESARROLLO FORESTAL (森林開発センター) のUNIDADES TECNICAS DESCENTRALIZADAS (地方分権技術班) に属していた動産と不動産を森林監督局に譲渡する。

#### 第5条：(重複した権利の調和)

本法の効力発生により、非木材用森林資源の利用権と木材用森林資源の利用権が同一区域で重複している場合、森林監督局は双方の権利の調和を行う。

#### 第6条：(内部規則)

森林監督官が任命されるまで、その職務は天然資源環境庁長官が兼務し、本長官の決裁に対しては本法第43条、第44条及び第45条の異議申し立て法的措置が適用される。行政的な最終審議レベルは持続開発環境大臣が暫定的に兼務する。森林監督官が任命され、且つ更新可能天然資源規制システム (SIRENARE) の総監督官が任命されるまで、これらの職務はSISTEMA DE REGULACIONES SECTORIALES (SIRESE：各部門規制システム) の総監督官が兼務する。

#### 第IV編：最終措置

##### 第1条：(森林検問所)

通行遮断検問所、密輸送監視・税金徴収所及び抑留所を成さず、森林資源とその産物の通過のコントロールのみを行い、如何る金銭徴収をも禁じた森林検問所の設置を森林監督局に許可する。

##### 第2条：(全面無効)

本法発令以前に行われた森林利用契約の対象区域の分割又は移譲（名義変更）は、全面的に無効である。

##### 第3条：(撤廃及び廃棄)

本法に背反する全ての規定を撤廃及び廃棄せよ。

立憲の目的に処する為に、行政府に移譲する。

栄誉なる国会の議会室に於いて1996年7月11日に発令した。

(署名) JUAN CARLOS DURAN SAUCEDO (ファン・カルロス・ドゥラン・サウセド)、GUILLERMO BEDREGAL GUTIERREZ (キリェルモ・ベドレガール・グティエレス)、WALTER ZULETA RONCAL (ワルテル・スレータ・ロンカール)、HORACIO TORES GUZMAN (オラシオ・トレス・グスマン)、EDITH GUTIERREZ DE MANTILLA (エディ・グティエレス・デ・マンティリア)、ALFREDO ROMERO (アルフレド・ロメロ)

故に、共和国の法律として保ち且つ履行させる為に発令する。

ラパス市の大統領府に於いて1996年7月12日に発布した。

(署名) GONZALO SANCHES DE LOZADA (ゴンサーロ・サンチェス・デ・ロサダ)、JOSE GUILLERMO JUSTINIANO SANDOVAL (ホセ・キリェルモ・フスティニアノ・サントバル)、MOISES JARMUSZ LEVY (モイセス・ハルムス・レビ)









JICA